

■ 4条1項11号

不服 2024-007355

<本願商標>

「NOA」（標準文字）

第11類「ペン型ライト，電球類及び照明用器具，あんどん，ちょうちん，ガスランプ，石油ランプ，ほや，あんか，懐炉，湯たんぼ，浴槽類，ストーブ類（電気式のものを除く。）」

第14類「貴金属，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，キーホルダー，宝石箱，貴金属製記念カップ，貴金属製記念たて，身飾用ゴム製又は布製腕輪，シリコン製ブレスレット，ブレスレット，身飾品，時計」

第20類「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），うちわ，扇子，犬小屋，小鳥用巣箱，ペット用ベッド，帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），買物かご，ハンガーボード，紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），家具，風鈴，つい立て，びょうぶ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念カップ，懐中鏡」

第24類「タオル，フェイスタオル，布製身の回り品」

第28類「ペット用おもちゃ，アクリル製スタンド型フィギュア，キャラクターおもちゃ用ディスプレイスタンド，おもちゃ，人形，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マーじゃん用具，釣り具」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

ノ ア
NOAH

引用商標 1 :

第3類「化粧品，せっけん類，歯磨き，香料類，つけまつ毛」

第21類「化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。）」



引用商標 2 :

第35類「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品（「つけづめ・つけまつ毛・ひげそり用具入れ・ペディキュアセット・まつ毛カール器・マニキュアセット・耳かき・携帯用化粧道具入れ・懐中鏡・鏡袋・化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。）・化粧落とし用の布（化粧落とし剤を含ませたものを除く。）・つけあごひげ・つけ口ひげ・ヘアカーラー（電気式のを除く。）」を除く。）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、電球類及び照明用器具・スマートフォン用のケース・その他の電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、キーホルダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「NOA」の文字を標準文字で表してなるところ、我が国の一般的な辞典等に載録された既成語ではなく、我が国において何らかの意味を有する語として親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味合いが生じない造語と認められるものである。

したがって、本願商標は、その構成文字全体に相応して「ノア」又は「エヌオーエー」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

ア 引用商標 1 について

引用商標 1 は、・・・「ノア」の片仮名及び「NOAH」の欧文字を二段に横書きしてなるところ、当該文字は、「旧約聖書創世記 6 章以下の洪水伝説中の主人公。」（「広辞苑 第七版」）の意味を有する英語として親しまれていることから、その構成文字に相応し

て、「ノア」の称呼を生じ、「旧約聖書の登場人物名であるノア」ほどの観念を生じるものである。

イ 引用商標 2 について

引用商標 2 は、・・・円弧状に横書きしてなる「NOAH」の欧文字（以下「文字部分」という。）の下に十字図形（以下「図形部分」という。）を配してなるところ、上部の文字部分と下部の図形部分とは、大きさなどが異なっており、重なることなく配置されていることからすると、それぞれが視覚上、分離して看取、把握され得るものである。

また、引用商標 2 の構成中、文字部分と図形部分とは、これらを常に一体のものともみべき観念上の強いつながりも見いだせないことからすれば、「NOAH」の文字よりなる文字部分を要部（以下「引用商標 2 の要部」という。）として抽出し、この部分だけを引用商標 2 と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

そして、引用商標 2 の要部である「NOAH」の文字は、上記アのとおり、「旧約聖書の登場人物名であるノア」の意味を有する英語として親しまれていることから、「旧約聖書の登場人物名であるノア」ほどの観念が生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ、上記（1）及び（2）のとおり構成からなるところ、本願商標は欧文字のみからなるのに対し、引用商標 1 は片仮名部分を有し、引用商標 2 は図形部分を有している点等において相違するものであり、また、本願商標と引用商標 2 の要部の比較においても、本願商標と引用商標 2 の要部は、いずれも 3 文字又は 4 文字という短い文字構成において、末尾の「H」の文字の有無が相違するものであるから、両商標は、外観上、明確に区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標は、「ノア」の称呼を共通にする場合があるといえるものの、一方で、本願商標から生じる「エヌオーエー」の称呼と引用商標から生じる「ノア」の称呼については、両称呼は明瞭に聴別し得るものである。

さらに、観念においては、本願商標は特定の観念は生じないものであるのに対し、引用商標は「旧約聖書の登場人物名であるノア」ほどの観念が生じるものであるから、両者は相紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、両商標の構成態様の相違を総合的に比較してみれば、外観において判然と区別し得るものであり、また、称呼において「エヌオーエー」の称呼とは明瞭に聴別し得るものであり、かつ、「ノア」の称呼を共通にする場合があるとしても、その共通性は外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものとはいえず、さらに、観念において相紛れるおそれはないものであるから、外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品又は指定役務の類否を検討するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**NOA**」と、引用商標1「**ノア\NOAH**」及び引用商標2の要部「**NOAH**」は、両商標の構成態様の相違を総合的に比較してみれば、外観において判然と区別し得るものであり、また、称呼において「エヌオーエー」の称呼とは明瞭に聴別し得るものであり、かつ、「ノア」の称呼を共通にする場合があるとしても、その共通性は外観上の差異を凌駕するほど大きな影響を与えるものとはいえず、さらに、観念において相紛れるおそれはないものであるから、外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

僭越ながら、本審決を最初に読んだ時、「はじめに結論ありき」で書かれたような印象を拭えませんでした。我が国の国民が、「NOAH」の語を見て、直ちに「旧約聖書の登場人物名であるノア」を想起できるものでしょうか。また、本願商標の「NOA」からは「エヌオーエー」の称呼が生じるとされている一方で、なぜ引用商標の要部である「NOAH」からは「エヌオーエーエイチ」の称呼は生じないのでしょうか。

普通に考えれば、引用商標権者からすると、まさか「NOA」が後から他者に登録されてしまうなどとは思えないという気がしますが、皆様はどうお感じでしょうか。

ちなみに、過去の審決（不服 2021 -15675）では、以下の商標が類似すると判断された事件があります。

<本願商標>

ノアール
NOIR

<引用商標 1>

ノアール
NOARL

<引用商標 2>

ノアール
NOIRE

この事件における本願商標と引用商標 2 の欧文字の構成の違いは、まさに本事件に近いような気がします。ただ、本事件の「NOAH」とは違い、「noir」からは「特定の観念は生じない」とされている点で、異なっています。

もっとも、個人的には、我が国において、「NOAH」の語を見て直ちに「旧約聖書の登場人物名であるノア」を想起できる人よりは、「ノアール\ noir」を見て直ちにフランス語の「黒色」を想起できる人の方が多いように思いますが、いかがでしょうか。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年2月16日 >